改修設計（学校）仕様

長寿命化改修工事・大規模改造工事・模様替え工事

⊙ 印について適用する

Ⅰ　設計内容

（1）本設計対象となる工事内容は以下による

工事項目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書令和４年版の該当項目による。

⊙仮設工事　⊙防水改修工事　⊙外壁改修工事
⊙建具改修工事　⊙内装改修工事　⊙塗装改修工事
・耐震改修工事　⊙環境配慮改修工事
⊙電気設備改修工事（敷地受水槽・ポンプ等に係る改修設計を含む（対象施設のみ））
⊙機械設備改修工事（敷地受水槽・ポンプ等に係る改修設計を含む（対象施設のみ））
⊙その他（ガラス飛散防止対策を含む）

原則として該当棟についてのみ設計する。なお、〇印なき場合も工事に必要な関係部位については設計対象とする。

（2）その他の事項

⊙学校施設の長寿命化改修の手引き（文部科学省）を参考とする。
⊙学校施設整備（改修）設計仕様標準によるものとする。

Ⅱ　共通事項

（1）設計にあたっては、監督員と連絡を密にし、受託者のみの判断により業務を進めることのないように注意する。

（2）施設・対外関係者・諸官庁との協議、打合せ等を行った場合は、打合せ記録を整理して提出する。

（3）コスト縮減に努めた設計を行う。

（4）現況図（幹線及び最終排水先等を含む）を作成する上で必要な既存建物の調査にあたっては、施設管理者の了解を得てから行うものとし、既存設計図書の他、現地調査・確認及び施設管理者への改修履歴等のヒアリングを必ず行う。

（5）塗材・保温材等にアスベスト含有建材が使用されている可能性がある場合は、監督員と協議の上、調査を実施する。また、調査の方法については、関係機関に確認を行うこと。

（6）設計内容の検討にあたって、別途調査（配管の内視鏡調査等）が必要な場合は、監督員と協議する。

（7）対象棟周囲の排水状況等の不具合について調査を実施し、改修が必要となる場合は、監督員と協議する。

（8）現地調査の結果、仕様と異なる設計内容とする場合は、速やかに監督員に報告し、協議を行うものとする。

（9）本仕様書の記載の如何によらず、法令等及び各基準・通達等は不定期に改正・改訂されることがあるため、最新の適用すべき法令等に遺漏なきよう努める。

(10) 必要に応じて改修設計確認事項リスト等を提出する。

令和２年３月１日改正
令和６年２月 14 日改正
令和７年３月１日改定